

平成28年11月28日

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷2-10-16 7F

株式会社メディアハーツ 御中

〒464-0075

名古屋市千種区内山3丁目28-2 KS千種ビル6階F

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 事務局長 野澤 厚美

TEL : 052-734-8107、FAX : 052-734-8108

差止請求書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成28年9月23日付けの回答書(3)にて回答いただき、ありがとうございました。

しかし、次項の通り、景品表示法上、特定商取引法上問題があります。

したがって、当団体は貴社に対し、消費者契約法第41条1項の請求として本差止請求書を差し出します。

本書が到達したときから1週間を経過した後は、当団体は、貴社に対して景品表示法第30条、特定商取引法第58条の19に定める差止請求に係る訴えを提起することができます。

つきましては、本差止請求に対して、本書到達後1週間以内に文書で貴社の対応をご回答ください。

なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

第1 請求の要旨

当法人は、貴社に対し、下記対象となる表示記載の表示を行い、または第三者をして行わせることの停止を請求します。

(対象となる表示)

表示媒体：貴社の運営するウェブページ

表示内容：別添のウェブページの写しなど、下記の表示

- 1 消費者に販売する商品の取引に関し、1か月目の支払いとなる金額が解約の許されない期間の代金総額の月平均に比して著しく低い金額の表示をすること
- 2 消費者に販売する商品の取引に関し、一定期間購入する必要がある商品の1か月目の支払いについて、1か月目だけ高い割引率を表示することに合理的な理由がないにもかかわらず、1か月目だけ著しく高い割引率が適用される旨の表示をすること
- 3 消費者に販売する商品の取引に関し、解約が許されない期間において、各月の支払額及び割引率に関し、合理的な理由なく、その一部または全部において異なる代金または割引率を表示すること

第2 紛争の要点

1 景品表示法第30条による差止請求

(1) 貴社と消費者の契約について

貴社と消費者間で締結される、「ラクトクコース」と呼称されるフルーツ青汁購入契約（以下、「本契約」といいます。）は、当初4か月間は、4か月間のうちに1か月ごとに4回のフルーツ青汁が貴社から送付され、代金を1か月ごと4回に分割して支払う契約であり、5か月目から毎月フルーツ青汁が貴社から送付され毎月代金を支払う、期限の定めのない契約になります。

貴社の「ラクトクコース募集要項について」には、第4項に「初回を含め最低4回（4か月）以上のご継続がお申し込みの条件です。」との記載があり、4か月間の契約が条件となっています。

また、貴社の「ご利用規約」第13条には「ラクトクコースは4回（4ヶ月）以上のご継続をお約束頂く」との記載があり、4か月間の契約が予定されています。

しかも、貴社は規約13条では、解約は4回目の商品を受け取った後しかできないことを定めています。

以上の事実から、本契約は、1か月ごとの4つの契約の集合体ではなく、4か月間のうちに4回に分けて貴社がフルーツ青汁を送付し、消費者は代金を4回に分割して支払う、一つの契約であるといえます。

(2) 商品代金の表示について

ア フルーツ青汁の代金

上記の通り、本契約は、4か月間のうちに4回フルーツ青汁1箱が貴社から送付され、消費者は、購入代金11,070円を4回に分割して支払う1個の契約です。

イ 貴社の金額の表示

本契約の代金は、11,070円であり、これを4回の支払回を同額で支払う場合、1回あたりの支払い額は、代金11,070円を4で除した2,768円となるどころ、貴社は、第1回目の支払が630円として、これを強調しています。

しかし、既に述べた通り、本契約は、1個の契約の代金11,070円を4回に分割して支払うものであり、第1回目に支払う金額を1ヶ月当たりの平均支払額より低額にすることには何らの意味もありません。

それにもかかわらず、あえて、貴社が、実質的な意味もないのに、第1回の支払代金について低額の設定を行い、ことさらに第1回目の支払金額を強調している別添の貴社ウェブページは、不当に顧客を誘引する意図に基づくものと認められます。

ウ 割引率の表示

貴社は、ラクトクコースの第1回目のフルーツ青汁の代金の支払い額について、「82%OFF」あるいは「83%OFF!!」と表示しています。

しかし、上記の通り、途中の解約が許されない本契約は、1個の契約であり、消費者は購入代金11,070円を4回に分割して支払うにすぎず、初回に支払代金について、高額の割引率を表示する根拠は何らありません。

(3) 景品表示法違反

景品表示法第5条2号は、商品の価格その他の取引条件について、実

際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示を行うことを禁止しています。

貴社の「1か月分30包みが初回630円」で「82%OFF」であるとする表示は、本契約がその代金11,070円を4回に分割して支払うものであり、平均して1回あたり2,768円を支払う義務がある契約であるにもかかわらず、初回分だけ金額および割引率について、低額であるかのように表示するのは、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあるものであり、取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示といえ、景品表示法第5条2号違反に当たります。

- (4) よって、以上のとおり、当法人は、貴社に対し、上記景品表示法違反の表示につき、景品表示法第30条1項2号に基づき、その停止を請求します。

2 特定商取引法第58条の19による差止請求

(1) 特定商取引法第58条の19

特定商取引法第12条は、商品の販売条件について、著しく有利であると人を誤認させるような表示をすることを禁止しています。

(2) 貴社の表示

貴社の1か月分30包みが630円である旨の表示は、本契約がその代金11,070円を4回に分割して支払うものであり、平均して1回あたり2,768円を支払う義務がある契約であるにもかかわらず、初回の金額および割引率についてだけ低額である旨を表示するのは、実際のものよりも著しく有利である誤認させる表示といえます。

- (3) よって、以上のとおり、当法人は、貴社に対し、特定商取引法違反の表示につき、特定商取引法第58条の19に基づき、その停止を請求します。

第3 訴えを提起する予定の裁判所 名古屋地方裁判所

以上